

令和2年度第7回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和2年11月26日（木）午後4時00分

場 所 登別市民会館 小会議室

第7回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和2年11月26日(木) 午後4時00分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

議案第14号 登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第15号 学校給食費の徴収方法等の変更について

議案第16号 登別市立学校学校医等表彰について

4. 情報提供

(1) 廃止施設等除却推進プランについて

5 出席者

(教育委員会4名)

教育長	武田 博	委 員	赤井 秀輝
委 員	堅田 裕	委 員	上村 正人

(事務局10名)

教育部長	堀井 貴之	教育部次長	近藤 正嗣
総務グループ建築主幹	逢坂 義人	学校教育グループ総括主幹	笠井 康之
学務主幹	小野島 晶	社会教育グループ総括主幹	重山 大介
文化・文化財主幹	菅野 修広	学校給食センター長	山本 直人
図書館長	綿貫 亨	総務グループ主査	相馬 淑香

○**武田教育長**：それでは、本日の委員会は、4名全員が出席されておりますので有効に成立していることをご報告します。

これより、令和2年度第7回教育委員会を開催いたします。

本日の議事は、議案3件になります。それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第14号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いいたします。

○**山本給食センター長**：議案書1ページをご覧ください。議案第14号は「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」であります。

登別市学校給食センター運営委員会は、登別市学校給食センター条例第5条の規定により設置しております。教育関係者や学識経験者を有する各団体からの推薦を受けた10名の委員で構成されております。

令和2年11月30日を持ちまして、現任の委員の委嘱期間が満了となりますことから、改めて教育関係者や学識経験者を有する各団体に推薦を依頼し、10名の推薦がありましたので後任委員として委嘱したく教育委員会の議決を求めるものです。

この度、各団体から推薦いただいた皆様ですが、10名中9名の方が現在も委員をお願いしている皆様でございます。

1名、登別市学校給食協議会から推薦をいただきました佐藤様ですけれども、今までも養護教諭だったのですが、西陵中学校の養護教諭の笹森先生から幌別東小学校の養護教諭の佐藤先生になっています。

なお、委嘱期間は令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**武田教育長**：ただいま、議案第14号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(質疑応答)

○**武田教育長**：よろしいですか。それでは、議案第14号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第14号については原案のとおり決しました。

次に、議案第15号「学校給食費の徴収方法等の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○**山本給食センター長**：2ページ、3ページをご覧ください。

議案第15号は、「学校給食費の徴収方法等の変更について」であります。

現在、学校給食費の徴収は、各学校に行っているところですが、働き方改革の一環として令和3年度から給食費収納システム及び食数管理システムを導入し、市が徴収を直接行うよう変更するとともに納期を5月から翌年2月までの10期に変更し、1期毎の支払額を変更したいので教育委員会の承認を求めるものでございます。

この変更により給食費単価や年額に変更はございません。1期毎の支払額が変更となり納入義務者となる保護者に影響があることから、登別市学校給食センター条例第5条の規定により設置する登別市学校給食センター運営委員会に諮問し、令和2年11月13日付けで賛成する旨の答申をいただいたところでございます。

3ページの資料をご覧ください。簡単にご説明しますが、現行ですが保護者から各学校がお金を徴収しまして各学校から給食センターにお支払いいただくという方式をとっていたんですけれども、令和3年度からは保護者から直接学校給食センターに納入していただく形となります。ただ、学校給食を何人食べるのかという食数に関しては学校でしかわからないものですから、先ほど申し上げました実食数のシステムを用いまして各学校から給食センターに報告いただくという形になります。

給食費のお話をさせていただいたんですけれども下の方をご覧ください。小学校、中学校共に単価は変わらず年額も変わりはありません。

ただ、12期でお支払いいただいていたものが10期に変わりますので、小学生でこれはあくまでも例ですけれども1期納入額が5,400円、中学校だと6,504円くらいになるという形になります。

今回、徴収業務を学校から市に移行するに至った経緯でありますけれども、全国的に教員の長時間勤務が問題視され、その要因の一つとして、学校給食費の徴収業務が挙げられており、令和元年7月に文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」においては、学校給食費の徴収・管理にかかる教員の業務負担を軽減するため、地方公共団体が学校給食費の徴収・管理を行うことが適切であるとされたところであります。

当市としましても議案資料にお示ししたとおり、令和3年度よりこれまで徴収業務を学校に担っていただいていた方式から、先ほどご覧いただいたとおり市が保護者等から直接徴収する方式に変更すべく、事務を進めてきたところであります。

今後の流れになりますけれども、本日皆様に承認いただきましたら、関連する登別市学校給食費収納条例の改正（案）について、12月に開催を予定されます第4回登別市議会定例会に上程します。

議決後は、関連する規則の改正も必要となりますので、再び教育委員会の議決を求めることとなります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**武田教育長**：ただいま、議案第15号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(質疑応答)

○**赤井教育委員**：学校にとっては素晴らしい方法に変更になって、特に催促っていうところが現場としては非常にいずいところだったんですね。市の方でやっていただけるということであれば、働き方改革ももちろんそうなんですけれども非常にスムーズに行くのではと思っています。

○**武田教育長**：年額は変わらないんですけれど1期当たりの納入額が変わるので、誤解の無いようにしっかり学校を通してとか保護者に伝わるようにしていただければと思います。

それでは、議案第15号について、その他ありませんか。
それでは、議案第15号については承認することとしてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第15号については承認をいたします。
次に議案第16号「登別市立学校学校医等表彰について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

○**笠井学校教育総括**：議案第16号は「登別市立学校学校医等表彰について」であります。議案書の4ページになります。

学校医等表彰につきましては、長年にわたり本市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として、児童生徒等の健康の保持増進と保健教育の振興に貢献した方に対し、その功績をたたえることを目的としております。

表彰は、登別市立学校学校医等表彰規程に基づき表彰するものでありまして、教育委員会の承認を求めるものであります。

今年度の表彰は、学校歯科医のみであり、30年表彰、20年表彰、10年表彰が各1名の合わせて3名となっております。

若草町にあります、医療法人社団ヨシダ歯科の吉田和広氏は、平成2年度から若草小学校を担当いただき、現在は鷺別小学校の学校歯科医としてご尽力いただいております。

富士町にあります、嶋津歯科医院の嶋津健史氏は、平成12年度から現在まで幌別西小学校の学校歯科医としてご尽力いただいております。

鷺別町にあります、K・FUKUDA DENTAL CLINICの福田啓輔氏は、平成22年度から現在まで鷺別小学校の学校歯科医としてご尽力いただいております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○**武田教育長**：議案第16号について説明がありました。ご質疑ございませんか。
(質疑応答)

○**武田教育長**：よろしいですか。それでは、議案第16号については、承認することとしてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第16号については承認をいたします。
以上で本日の議事は終了いたしました。
その他、事務局から情報提供について説明をお願いしたいと思います。

○**逢坂建築主幹**：私からは、別冊の情報提供1 廃止施設等除却推進プランについて情報提供させていただきます。

お手元に配布している資料で概要説明させていただきます。

表紙を1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。

まず、1.はじめにの(1)廃止施設等除却推進プランとは、についてです。

市では、公共施設等を廃止した際に、厳しい財政事情から除却することを先延ばしにする事例が多数存在し、結果として供用廃止後の建物を多く抱える状況となってきました。

これらの建物については、老朽化により周辺環境に危険を及ぼす可能性が高まっているほか、将来世代に「負債」を残すことにも繋がることから、計画的に除却を進めていくことが喫緊の課題となっています。

着実にこれらの建物の除却を進めていくため、令和3年度から令和10年度までを計画期間とした「廃止施設等除却推進プラン」を令和2年10月に策定しました。

なお、本計画は登別市ウェブサイトにて10月19日付けで総務部財政グループが公開しております。

次に(2)策定の目的については、1つめ、廃止施設等の除却を着実に実施するため、2つめ、財政運営の安定性を堅持するため、3つめ、売却等の跡地利用も含めて検討を行うことで、遊休資産の有効活用につなげるため、以上の3点を目的としております。

なお、本計画は、登載事業の財政的裏付けを明らかにする観点から併行して更新、見直しを行う市の中期的な財政収支の見通しを明らかにした「中期財政見通し」に反映し、同一の計画期間としております。

次に6ページをご覧ください。6ページから7ページに計画期間における教育部所管施設の事業計画表が掲載されております。⑥教育部所管施設では、教職員住宅について、順次供用を廃止して除却を行うほか、既に使用しなくなった旧幌別西小学校プールの除却を行う計画としております。これらは市が直接除却を行うことを想定しております。具体的には、表のとおり前期の令和4年度に登別東町教職員住宅及び富岸町教職員住宅の除却を計画します。

次に後期の令和8年度に常盤町教職員住宅、旧幌別西小学校のプール及び片倉町教職員住宅の除却を計画し、令和9年度には若草町教職員住宅の除却を計画します。

なお、旧幌別西小学校プール及び片倉町教職員住宅については、令和8年度に、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しておりますが、隣接する都市整備部所管の幌別西団地の供用廃止後の令和3年度に、同団地の敷地とともに、建物付きで土地を売却することも想定します。同じく富岸町教職員住宅についても、令和4年度に、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しておりますが、令和3年度に公共用地としての活用を検討した上で建物付きで土地を売却することも想定します。両件とも売却できなかった場合には予定どおり除却を実施します。

また、登別東町教職員住宅については、隣接する総務部所管の旧登別東町4丁目教職員住宅と同年度に除却を行うことで一定の面積を確保し、公共用地としての活用を検討した上で除却後に跡地を売却することも検討することとしています。

次に7ページ(2)廃止施設等除却推進プラン期間中の事業費についてです。プラン期間中の教育部所管施設の事業費は前期令和3年度から6年度で1千8百万円、後期5千9百万円の計7千7百万円となっております。市全体の8年間の登載事業本数は20本、事業費は、前期3億5千万円、後期4億3千5百万円、計7億8千6百万円となっております。

以上、概要説明です。

○**武田教育長**：ありがとうございます。8年間の廃止後の除却プランを作りましたということですね。

○**逢坂建築主幹**：はい。

○**武田教育長**：その他情報提供はございませんか。
無ければこれで教育委員会を終了したいと思います。
最後に12月の教育委員会の開催日について予定したいと思います。次回の開催日について事務局の方で案があればお願いします。

○**近藤教育部次長**：12月の教育委員会につきましては、最終週の木曜日ですと12月24日になりますが、いかがでしょうか。

○**武田教育長**：事務局より提案のありました12月24日木曜日で皆様のご都合は如何でしょうか。

○**武田教育長**：それでは、次回12月の定例の教育委員会につきましては12月24日木曜日16時30分、こちらの小会議室で開催するということで決定をしたいと思います。詳細につきましては検討中ということでございますので、後日事務局よりお知らせしてください。

以上で本日の会議を閉会といたします。お疲れ様でした。